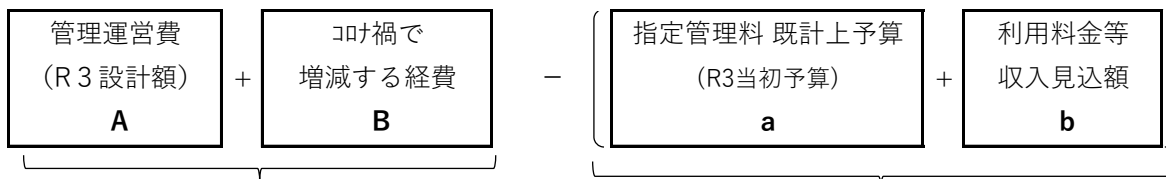


感染症の影響を受けた指定管理施設への対応について

1. 指定管理料の増額の考え方について（全庁統一）

(1) 積算



①コロナ禍の管理運営費（支出）

②指定管理者の収入

A：募集要項時の積算総額のうち、R3年度の管理運営費（設計額）

B：【増加分】消毒液等の感染防止対策経費等

【減少分】燃料光熱水費、指定事業の中止

(2) 精算

・精算にあたっては、令和4年3月31日までの「支出」及び「収入」の実績に基づいて、指定管理料を支払う。

※予算措置した総額を支払うものではない。

2. 指定管理施設の2月補正の予算措置状況について

(1) 指定管理料を増額補正する施設（6施設）

No.	施設名	利用 料金 制度	管理 運営費 A	増減する 経費 B	支出① (A+B)	R3当初 a	利用料金等 収入 b	収入② (a+b)	2月 補正額 ①-②
1	勤労者福祉センター	○	39,223	▲ 612	38,611	33,731	1,711	35,442	3,169
2	職業訓練センター	○	25,848	918	26,766	23,860	2,755	26,615	151
3	流通情報会館	○	90,411	▲ 9,020	81,391	33,800	31,884	65,684	15,707
4	食品交流会館	○	72,002	▲ 2,551	69,451	58,667	6,665	65,332	4,119
5	桜の馬場 観光交流施設	○	144,663	0	144,663	119,663	16,416	136,079	8,584
6	熊本城ホール	○	642,735	0	642,735	0	494,368	494,368	148,367

(2) 指定管理料を減額補正する施設（9施設）

No.	施設名	利用 料金 制度	管理 運営費 A	増減する 経費 B	支出① (A+B)	R3当初 a	利用料金等 収入 b	収入② (a+b)	2月 補正額 ①-②
7	社会体育施設 (9施設)	-	1,104,843	▲ 37,886	1,066,957	1,104,843	-	1,104,843	▲ 37,886